

IAS 第 23 号の修正案「資本化に適切な借入コスト」に関する再審議の状況及び出向期間中の御礼

IASB 客員研究員 **原 寛** はら かん

今回は、私が 2017 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議及び 2017 年 7 月の国際会計基準審議会（IASB）会議にスタッフ・ペーパーを提出した、IAS 第 23 号「借入コスト」の修正案に関する再審議の状況についてご報告申し上げたいと思います。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解であることをあらかじめ申し添えます。

背景

IASB は 2017 年 1 月に、当該修正案を含む公開草案「IFRS 基準の年次改善 2015-2017 年サイクル」を公表し、同年 4 月までコメントを求めました。その結果、当該修正案に対して 51 通のコメント・レターが IASB に寄せられました。

IAS 第 23 号の修正案の概要

修正案の概要は、以下のとおりです。

- IAS 第 23 号第 14 項は、企業が一般目的で資

金を借り入れ、それを適格資産を取得するために使用する場合に、資本化に適切な借入コストの金額をどのように算定すべきかを定めている。

- IASB は同項を修正して、適格資産について意図された使用又は販売の準備ができている場合には、企業は当該適格資産を取得するために行われた借入金残高を一般目的で借り入れた資金の一部として扱う旨を明確化することを提案した。

IAS 第 23 号の修正案の詳細—提案の背景とコメント提供者のフィードバック

IASB は、以下のような状況において、企業の会計処理にばらつきが生じている旨の報告を受けました。

- 企業 A は、適格資産 X を建設するために個別に資金を借り入れた（特別目的借入金）。
- その後、適格資産 X の建設は完了し、意図された使用又は販売の準備が整った状況になったが、特別目的借入金の返済は将来にわたって行われるため、まだ特別目的借入金の元本はそのまま存在する。
- 企業 A は、別途、適格資産 Y を建設中であ

り、当該資産の建設コストとして、一般目的で借り入れた資金（一般目的借入金）が使用されている。

- IAS 第 23 号第 22 項の規定により、適格資産 X に対する借入コストの資産化は、意図された使用又は販売の準備が整った時点で終了するが、特別目的借入金から引き続き生じる借入コストは、第 14 項の一般目的借入の資産化率の計算に含められ、適格資産 Y の一部として資産化対象になるべきかどうか。

【見解 1】一般目的借入金の資産化率の計算に含められる。

この見解を支持する者の主な根拠は以下のとおりです。

- 第 14 項において、資産化率の計算は、「企業の当期中の借入金残高（適格資産の取得のために特別に行った借入を除く）に対する借入コストの加重平均としなければならない。」と規定されている。この点、第 5 項の適格資産の定義から、適格資産 X は意図された使用又は販売の準備が整った時点でもはや IAS 第 23 号の適格資産には該当しない。第 14 項は原則としてすべての借入金を計算対象に含めることを要求し、唯一の例外として適格資産の取得のための特別目的借入金を対象から除外している。適格資産の定義を満たさなくなった時点で、もはや当該特別目的借入金は除外対象には該当しない。

【見解 2】一般目的借入金の資産化率の計算に含まれない。

この見解を支持する者の主な根拠は以下のとおりです。

- 第 14 項は、「（適格資産の取得のために特別に行った借入を除く）」と規定しており、過去にそのために行った特別目的借入金であればよく、その後、対象資産が適格資産でなくなったか否かに影響されない。

- 第 8 項は適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストの資産化を要求しており、第 10 項は、直接起因する借入コストとは、適格資産への支出が行われなかったならば避けられた借入コストと説明されている。特別目的借入金は適格資産 X の建設のために借り入れたものであって、適格資産 Y の建設のためには直接使用されていないことから、適格資産 Y に直接起因するコストには該当しない。

IASB は、第 14 項における「（適格資産の取得のために特別に行った借入を除く）」の規定は、当初は適格資産を取得するために特別に借り入れたものの、現在では当該適格資産が意図された使用又は販売の準備ができていない場合に留意し（すなわち、見解 1）、その点を明確にするために第 14 項の修正を提案しました。

IASB は、当該修正案を企業が当該修正を最初に適用する日以後に生じる借入コストのみに適用することを提案しました。これは、通常、適格資産の開発には長期間を要し、さらに現在使用中の一部の資産の開発が何年も前に完了している場合があることから、借入コストを遡及的に資産化するために要する情報の収集コストが、潜在的な便益を上回る可能性があると考えたためです。

当該提案に関しては、IAS 第 23 号の現行規定と整合的であり、当該明確化によって実務上のばらつきが解消することから、コメント提供者から広範囲の支持が得られました。一方で一部のコメント提供者からは、主に以下の 2 点を懸念するコメントが寄せられました。

- 1) 修正案のまま最終化された場合、直接起因する借入コストの意味するところが不明瞭になる（前述の見解 2 の 2 つ目の主張を参照）。
- 2) 修正案が最終化された場合、適格資産の取

得のために特別に行った借入れに関する取扱いは明確化されるが、適格資産以外の資産の取得のために特別に行った借入れに関する取扱いが明確でない。

IFRS-IC 会議の再審議の状況

2017年6月のIFRS-IC会議で、受領したフィードバックをふまえ、再審議が行われました。スタッフは、一部の文言修正を行ったうえで、修正案のまま最終基準化することを提案しました。

具体的には、前述の1)直接起因する借入コストの意味するところが不明瞭になるとの懸念に対しては、以下の対応を提案しました。

- 提案の修正は要しないが、最終基準の結論の根拠で、IAS第23号は、直接起因する借入コストを適格資産の取得のために実際に使用された借入コストのみに限定していないことを明確にする。

これは、第14項では、「企業の当期中の借入金残高（適格資産の取得のために特別に行った借入れを除く）に対する借入コストの加重平均としなければならない。」と規定しており、またBC24項では、資産化率の算定にあたり、IAS第23号は、適格資産の取得のために特別に行った借入れを除く、すべての借入金残高を用いることを企業に明確に要求しているためです。

前述の2)適格資産以外の資産の取得のために特別に行った借入れに関する取扱いが明確でないとの懸念に対しては、以下の対応を提案しました。

- 適格資産以外の資産の取得のために特別に行った借入れは、第14項の資産化率の算定上、除外されないことを明確にする。

本論点は、2009年7月のIASB Update及び

2009年11月のIFRS-ICによるアジェンダ決定で取り扱われた内容となります。その際IASBは、IAS第23号の文言から適格資産以外の資産の取得のために特別に行った借入れは、第14項の資産化率の算定上除外されないことが明確であることに留意し、基準の修正は不要と結論付けました。

スタッフは本修正の一環として、この点も併せて明確にすることが有用と考えました。

再審議の結果、IFRS-ICはスタッフ提案に同意し、一部の文言修正を行ったうえで、修正案のまま最終基準化することをIASBに提案しました。

IASB 会議の再審議の状況

2017年7月のIASB会議において、IFRS-ICの提案を考慮したうえで、再審議が行われました。その結果、IASBはIFRS-ICの提案どおり、一部の文言修正を行ったうえで、修正案のまま最終基準化することを決定いたしました。

今後の予定

2017年9月のIASB会議において、本修正案に関する最終基準の発効日（2019年1月1日以降開始事業年度。早期適用可）及びデュー・プロセス・ステップが審議され、最終の基準化に向けたドラフティング作業開始の承認が下りました。現在、IFRS基準の年次改善2015-2017年サイクルの一環として、2017年12月に最終基準を公表する予定で作業を進めております。

最後に

早いもので、2017年12月末でIASBの2年間の任期が終了し、日本に戻ることとなります。IFRS-IC関連の業務を中心に担当させていただき、年金、企業結合・ジョイント・ベンチャー、法人所得税、借入コスト関連の修正案の最終基準化業務や、1株当たり利益に関するアジェンダ決定などを主に担当いたしました。

公開草案に対するコメント分析では、IASBに寄せられたコメント・レターをすべて丁寧に読んでいきます。提案に対する賛成/反対意見の絶対数や、誰が賛成/反対しているかではなく、その意見がどれだけ説得力があり、合理的なものであるかが重要であるとの上司からのアドバイスが今でも忘れられません。

したがって、提案に対する反対意見を提出される場合には、その理由の記述が非常に重要となります。公開草案公表前にIASBがすでに議論した論点や把握している情報を超えた、新たな分析・懸念及び情報が効果的に提示されると説得力が増します。また、反対意見を提出する場合には、単に反対するだけでなく、代替案の提示も重要となります（なお、文言の修正提案の場合には、具体的な修正文言の提示を行うことで、より考慮される可能性が高まると思います）。

また、こちらに来て特に感じたことは、私が想定した以上に、IASBが全世界の声に真剣に耳を傾け、それを基準設定に反映させているこ

とです。もちろん、全世界の意見が同じはずはないので、いつも自分の意見が通るわけではありません。したがって、一部の国や地域の意見が重視されているとの不満をもたれる方はいるかと思います。

しかし、実際には、IASBが一部の国や地域の意見を無条件で重視しているわけではなく、あくまでその意見にどれだけ合理性があるかが一番重視されているはずです。したがって、IASB（スタッフを含む）にとって、有意義な議論や情報を提供できる組織であれば、IASBも必然的に定期的な対話を、スタッフ・レベルを含め公式・非公式に行うことになるので、そのような議論及び情報提供をできるようになることが、IASBの基準設定に深く関与していくために、外部関係者にとって必要な要件であると感じました。

また、IASBスタッフとして活躍するためには、私自身、高度な英語コミュニケーション能力、IFRS基準書（結論の根拠を含む）の文言を丁寧に分析し、それを適切に各事例に適用できる能力、及び英語で文章を簡潔・明瞭に記載できる能力などが特に重要と感じました。その意味で自分の未熟さを痛感した2年間ではありましたが、IASBスタッフとして様々な経験をさせていただき、また多くの仲間を得たことで非常に有意義な出向期間となりました。ここでの経験及びIASB出向直前の企業会計基準委員会（ASBJ）での1年半の経験を生かして、今後頑張っまいります。今後とも宜しくお願い致します。本当にありがとうございました。